

援助活動依頼について

- 事前に登録が必要です。入会金・年会費は一切かかりません。
- 依頼は必ずセンターを通して行ってください。アドバイザーが対応します。
- センター閉設時に急に依頼をしたいときは、紹介した提供会員に直接依頼してください。

※提供会員に直接依頼した場合、依頼会員が必ず活動前にセンターへ連絡してください。センターへの連絡は、24時間留守番電話とFAXで受付けています。

センターが受付した援助活動内容が補償保険対象となります。

緊急(事故等)の連絡先について

援助活動の際、事故・けが・トラブルなどで緊急に連絡が必要な場合最初に「ファミリー・サポートの件で」と伝えて下さい。

- 月～金曜(祝日除く) 8:30～17:15 ファミリー・サポート・センター TEL 0942-53-3123
- 毎週土曜・第4日曜(祝日除く) 8:30～17:15 おひさまハウス TEL 0942-53-3123
- 上記以外・祝日 筑後市役所(代表) TEL 0942-53-4111

※アドバイザーに連絡がいきます。
援助依頼はお受けしていません。

お問い合わせ・お申し込み先

〒833-0047
筑後市大字若菜 1144 番地 3
筑後市子育て支援拠点施設内
(おひさまハウス)

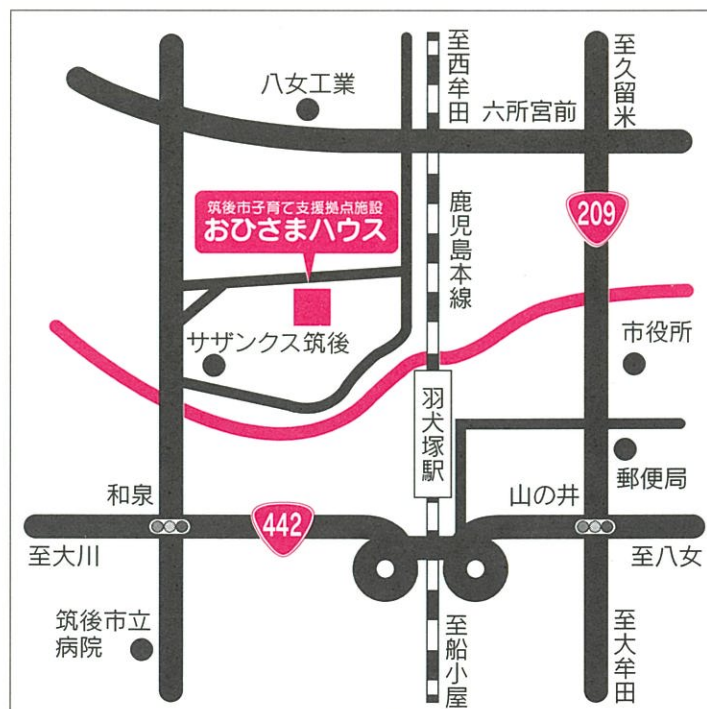
ちくごファミリー・サポート・センター

TEL 0942-53-3123
FAX 0942-53-8574



センター開設時間

月～金曜 / 8:30～17:15



ちくごファミリー・サポート・センター

相互援助活動の手引き



会員の資格

依頼会員

- (子育ての手助けをして欲しい人)
1. 筑後市在住または、勤務している人
 2. 小学6年生までの子どもがいる人
(預かりは生後3ヶ月から家事援助は出産後より可)

提供会員

- (子育てのお手伝いができる人)
1. 原則筑後市在住で、18才以上の人
 2. 健康で子育てに意欲のある人
 3. 当センターが実施する講習を修了した人
(保育士の資格を持っている人・子育て支援員・子育てマイスターとして認定されている人はおたずねください)

両方会員

依頼会員と提供会員のどちらにも登録する人

具体的な援助の内容

1. 一時的に子どもを預かって欲しい時の援助
2. 保育所(園)、幼稚園等の送り迎え、および登園前、帰宅後の援助
3. 学童の放課後または学童保育からの帰宅後の援助
4. 病気や産後間もない(出産～3か月)のために育児や家事ができない時の援助

- (例)
- ・就職活動や就業訓練のため
 - ・乳幼児を連れて出かけにくいとき(美容室、歯医者、参観日、その他)
 - ・時には子育てを離れて、自分自身の時間を持ちたい時
 - ・生後3か月までの乳児のお世話、排泄や沐浴のお手伝い

※援助は原則として「提供会員」の自宅で行います。
※子どもの宿泊及び病児保育は行いません。

